

平成 16 年度第 5 回熊本県環境影響評価審査会

議事概要

1 日時

平成 16 年 9 月 29 日(水) 午前 10 時から正午まで

2 場所

熊本テルサ 2 階「ひばり」

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

木田会長、石田委員、板楠委員、内山委員、北園委員、古賀委員、高添委員、竹村委員、田島委員、長谷委員、林委員、福田委員(13 人中 12 人出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

松見環境政策課長、村山環境生活審議員、宮崎主幹、小田原主幹、小澤参事、河野主事

(3) 事業者等

菊池市環境課 5 人

(4) 傍聴者等

報道関係者 1 社

4 議題

「菊池市一般廃棄物最終処分場整備事業」環境影響評価準備書について

5 議事概要

(1) 熊本県環境影響評価審査会の運営について

熊本県環境影響評価条例施行規則第 58 条に基づき、審査会会長に木田委員が互選され、また会長職務代理者に内山委員が指名された。

(2) 事業及び環境影響評価の概要について

事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明。

審査会委員より、新任の委員についての現地視察の必要性が提案され、事務局の検討事項とされた。

(3) 環境影響評価準備書について

事業者(菊池市環境課、委託先である中外テクノス(株))から、事業概要及び環境影響評価に係る事項についての説明が行われた。質疑等については、以下のとおり。

委員	200m の範囲を動植物の調査範囲としているが、どのような意味で 200m としているのか。
事業者	国の技術マニュアルを参考にしている。
委員	調査範囲は、地形には合わせるというのはどうだろうか。
事業者	今回は、処分場のある台地を中心として、上下の川が調査範囲に入るようにしている。
委員	そのような調査範囲の話は、方法書の段階ではなかったのか。
事業者	方法書の際はこの調査範囲で納得していただいた。
委員	この辺りに民家があったと思うが、この周りには、畜舎がなかったか。
事業者	ない。
委員	P9-12-24 のヒグラシの分布状況については、周辺地に同じような環境があるため影響はないとはいえるが、P9-12-27 のクロヒカゲの場合は、工事実施地域の周りにしか繁殖が見られていない。もっと調査範囲を広げないと、影響がないとはいえないのではないか。
事業者	担当者に確認する。
委員	水生動物の 3 つの調査地点について確認したいが。
事業者	事業実施区域から水路が出ているが、その水路と小木川の合流地点が 1 箇所、小木川と迫間川の合流の手前が 1 箇所、合流後に 1 箇所である。
委員	St1 より上流部にも 1 点調査地点が必要ではないか。 また、調査回数の 2 回というのは、少ないのではないか。秋も調査すべきではないか。
事業者	施設がまだできていないので、St1 と同じ状況であると判断した。調査時期については、調査を多くすることは良いが、できるだけ有効な時期に絞って選定した。
委員	調査した際の標本はどこに保管しているのか。
事業者	調査委託者の中外テクノスに保管している。

委員	同定はどこでしているのか。
事業者	水生生物が外注しているが、その他は中外テクノスでしている。
委員	P9-4-2、P9-4-3の悪臭について、この観測点を選んだ根拠は。
事業者	悪臭は、調査を行った時の風下側で行うというのがきまりであり、それに則って行った。風下が民家側になるのを待って測定した。
委員	では、図9-4-2の既存資料調査結果の風配図は、どのような意味があるのか。
事業者	今回の事業においては、どの方角に一番影響があるのかを示した。北東と南西の方角に影響があるということである。
委員	今回の調査は、風向きが変わって民家側に吹いた場合の測定のため根拠があるが、このような資料を示されると、その方角も測定しないとイケないのではないか。
事業者	了解
委員	P9-8-7で地下水の流向が示されているが、その根拠は何か。
事業者	地形である。
委員	<p>事業実施区域の地質は、花崗岩、火砕流堆積物である。地質が違くと、地下水の流向は地形だけでは読めない。このようなことを考慮しているのか。</p> <p>また、地下水の調査地点で、ボーリング No1 の標高は、219.82m であり、それに対して、地下水位の標高 192m とある。したがって、工事地域で 8m 程度の穴を掘っても地下水が直接影響をきたすことはないという結論である。</p> <p>しかし、実際の地下水の変動は -14m 程度である。計算上合わない。標高 219.82m から地下水位の標高 192m を引くと 27m 程度で、-14m では地下水はない。このような所は読んでいて矛盾を感じる。</p> <p>結論としては、地下水は施設に触ることはないとしており、それは -14m であっても良いわけであるが、降水量がここに記載している程度で済まず、集中豪雨の時はどうであるかは疑問が残る。その辺りを考慮して、予測をしないとイケない。</p>
事業者	了解。
委員	処分場に屋根をかけることで、景観上に利点があると記載しているが、屋根の色が記載されていない。何色になるのか。

事業者	緑色である。
委員	そのことを記載して、周辺の環境と調和していると記載すると抽象的でなくなる。また、処分場が敷地に入らない限り、周辺から見えないとして評価項目に入っていないことは良いが、その見えない根拠も示す必要があるのではないか。竹林等が減っても生活圏からは不可視であるという証拠が必要になる。
委員	埋立容量が 9,000□となっているが、これは覆土の量も入っているのか。また、面積が 1,450□となっているが、深さはどれくらいか。
事業者	覆土も入っている。深さは 6.5～8.5m である。
委員	P2-29、P2-30 について、平面図と擁壁 の断面図が合わない。断面図が 1000m となっているが、600mm ではないか。
事業者	断面図が間違っている。
委員	間違っているのであれば訂正していただきたい。
事業者	了解。
委員	工事後の緑化の方法は、播種によって緑化を推進するとなっているが、播種の種について、郷土種とは、実際そこにあるものだけなのか、それとも一般的な郷土種ということなのか。
事業者	その場にあるものを播く。
委員	そこにある植物から採取して播くのか。
事業者	採取するかどうか決めていない。
委員	そこにあるものから種を採取して播くことが一番良い。あと、現在の残土置き場の跡地はどうなるのか。
事業者	現況の平地に戻す。
委員	処分場の閉鎖後の管理はどのようになっているのか。
事業者	地元で管理をしてもらい、跡地利用についても地元の意見を聞いて考える。

委員	P2-27 の事業実施区域の調整池のとなりに土砂置き場があるが、集中豪雨の場合など、河川に土砂が流出する場合は考えられるので、そのあたりは対応していただきたい。
事業者	了解。
委員	P9-10-37 は、アナグマの【確認状況】についてのみである。予定地内で確認されているのに、調査範囲、調査場所等の具体的な記述がないのはおかしい。また、P9-12-11 についても、アナグマの記載がない。他のところで、アナグマが繁殖している可能性が高いと書いてあるのに、記載がないのはおかしい。
委員	P2-15 の廃棄物を選別・圧縮するリサイクル施設は、既存施設を使うのか。また、可燃ごみを固形燃料化する RDF 工場は、どこにあるのか。
事業者	リサイクル施設は既存施設である。RDF 工場については旭志にあり、菊池市、七城町、旭志村の三町村で構成する広域で作ったものである。
委員	<p>日本人の性格は安全安心ということで、一般廃棄物処分場と産業廃棄物処分場という立場に立って考えると、一般廃棄物処分場は国や地方自治体の補助があり、どんなものでも作れるということで、P2-23 の計画処理水質では基準値を遙かに下回っている。</p> <p>一方、もう一つの日本人の特徴というのは、経済性を重視する。この計画は、ただ安全安心というだけで、非常に重装備である。具体的には、ここに埋め立てられる廃棄物は、産廃の定義から言うと安定型最終処分場で処理することができるものである。それにもかかわらず、遮断型最終処分場の仕様である。</p> <p>一般廃棄物処分場にはできて、産業廃棄物ではできないという観点で考えた時に、産業廃棄物でこのような処分場を作るとどれだけ費用が掛かるかわからない。住民に対しても本当にこれがモデルとなる事業であるのか。産業廃棄物処分場がなければ、今後日本は持続的に成長していかない。一般廃棄物は重装備、産業廃棄物は経済性を考える、ということになれば、今後、産業廃棄物の処分場は出来なくなる。</p> <p>このようなことから、この処理によってどのくらいのランニングコストがかかるのか、住民の皆様を示すことが必要ではないか。住民がそのコストを見て、本当にこれでいいのか考えることが出来る。税金を使っている限り、そのようなことを住民に知らずことは、重要ではないかと考える。</p>
事業者	<p>平成 9 年に処分場の土地を取得し、建設同意を得たのが、平成 15 年と、かなり難しいものがあった。その結果、今回の準備書の説明会でも、すばらしい施設という声もあり、意見はほとんどなかった。</p> <p>この施設の建設費は 7 億くらい考えている。9000□ですので、産廃からすればとん</p>

でもない金額である。しかし、そこまでしないと地元の同意が得られなかった。菊池の場合は、大きな産廃施設もありますので、先生のおっしゃるとおり産廃処分場も、一般廃棄物処分場みたいなものを作ればよい、と言われかねない。非常に難しいが、市としては緊急性もあり、住民にも納得してもらわなければならないということで、今回の計画になった。

委員

私もこの問題は大変難しいと思う。産廃処分場が熊本県で存続して行かなくなれば、他県をまたぎ、他県が受け入れてくれないとなれば、本当に困る。ゴミを出さなければ良いという考えもあるが、これまでの生活習慣に慣れてきた我々は、なかなかそうはいかない。

税金の中で話をされると、金額が目に見えない。それをもっと分かる形で住民に公開して、その上で住民の方の同意を得る必要があるのではないか。そのように個人的には考える。

今後、国、県の方針もあるが、これからどうするか考えていかなければならないのではないか。

委員

メタンそのものは無臭であるため、拡散する、しないの問題ではない。

委員

事業実施区域の敷地境界線がはっきりしないと、生態系については何ともいえない。東側の竹林をどうするのか、西側の跡地をどうするのかなど全体像が分からないと生態系は判断できない。

以上

配付資料

会議次第

「菊池市一般廃棄物最終処分場整備事業」に関する環境影響評価手続き等について（次第裏面）

「菊池市一般廃棄物最終処分場整備事業」環境影響評価準備書（事前配付）